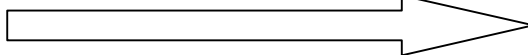


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第11回会議付属資料(その3)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	議会議員の定数及び任期の取扱い			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	議会事務局部会	分 科 会 名	議会事務局分科会
調 整 方 針	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。 地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、34人とする。 新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。 西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、小松町の区域3人						
1．議会議員の定数及び任期等							
(1) 議員定数							
区 分		西条市	東予市	丹原町	小松町	計	新 市
定 数 (平成15年4月1日現在)	法定定数	30人以内	26人以内	22人以内	18人以内	96人以内	34人以内
	条例定数	26人	20人	16人	16人	78人	—
	現員数	26人	22人	16人	16人	80人	—
議員の任期		自：平成15年 5月 2日 至：平成19年 5月 1日	自：平成16年 1月 1日 至：平成19年 12月 31日	自：平成13年 9月 1日 至：平成17年 8月 31日	自：平成15年 8月 25日 至：平成19年 8月 24日		—
合併の期日(平成16年11月1日)までの 在任期間		1年6ヶ月	10ヶ月	3年2ヶ月	1年2ヶ月		—
1年7ヶ月在任特例した場合の在任期間		3年1ヶ月	2年5ヶ月	4年9ヶ月	2年9ヶ月		—
東予市の条例定数は、平成16年1月1日から適用される。							
2．調整方針に基づく議会議員の定数及び任期の取扱い							
区 分	議員数	合併期日(平成16年11月1日)から平成18年5月31日まで		平成18年6月 1日から平成22年5月31日まで			
西条市	26人	78人  全議員在任(1年7ヶ月)		定数34人とし、小選挙区制で選挙(任期4年) 西条市の区域 17人 東予市の区域 10人 丹原町の区域 4人 小松町の区域 3人 計 34人			
東予市	20人						
丹原町	16人						
小松町	16人						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		議会議員の定数及び任期の取扱い		細 項 目				
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		議会事務局部会	分 科 会 名	議会事務局分科会
調 整 方 針								
3．新市の議会議員の定数及び任期の選択肢								
区 分		選 挙	定 数	任 期	根 拠 法 令		備 考	
原 則	地方自治法第91条の規定による方法	合併の日から50日以内条例で定めた定数に基づき選挙を行う。	定数は、条例で34人を超えない範囲で定める。	4年 (補欠選挙あり)	公職選挙法 第15条 第33条 地方自治法 第91条 第93条 第254条	定数は、あらかじめ関係市町の協議により、関係市町議会の議決を要す。(合併議決の際、議決) 選挙区の設置及び定数は、関係市町の協議により定める。(合併議決の際、議決) 条例は、合併後職務執行者により専決処分される。		
	選挙区を設ける方法	合併関係市町の協議により、選挙区を設け、合併の日から50日以内に選挙を行う。	選挙区の定数は、上記定数を人口(国調人口)に比例して算定し、条例で定める。	4年 (補欠選挙あり)				
定数特例	合併特例法第6条第1項(定数特例)の規定による方法	合併の日から50日以内条例で定めた定数に基づき選挙を行う。	合併関係市町の協議により定数(34人以内)の2倍を超えない範囲で定数を増加することができる。合併後最初の選挙に限る。	4年 (補欠選挙あり)	公職選挙法 第15条 第33条 地方自治法 第91条 第93条 第254条 合併特例法 第6条	定数は、あらかじめ関係市町の協議により、関係市町議会の議決を要す。(合併議決の際、議決) 選挙区の設置及び定数は、関係市町の協議により定める。(合併議決の際、議決) 条例は、合併後職務執行者により専決処分される。 解散等で議員がすべていなくなったときは、法定数に復帰する。(34人以内)		
	上記の特例を適用し、選挙区を設ける方法	合併関係市町の協議により、選挙区を設け、合併の日から50日以内に選挙を行う。	選挙区の定数は、上記の定数を人口(国調人口)に比例して算定し、条例で定める。次の一般選挙時の定数は、法定数(34人以内)を人口に比例して算定し、条例で定める。	4年 (補欠選挙あり)				
在任特例	合併特例法第7条第1項(在任特例)の規定による方法	選挙は行わない。 引き続き全員が在任する。	引き続き在任する議員の数をもって議員の定数とする。	合併後2年を超えない範囲で協議して定める期間(補欠選挙なし)	公職選挙法 第15条 地方自治法 第91条 第254条 合併特例法 第7条	定数は、あらかじめ関係市町の協議により、関係市町議会の議決を要す。(合併議決の際、議決) 選挙区の設置について ・合併前に設置を決める場合は、選挙区及び定数について関係市町の協議により定める。(合併議決の際、議決)条例は、合併後職務執行者により専決処分される。 ・合併後に設置を決める場合は、特例期間中に選挙区の設置及び定数について条例で定める。 解散等で議員がすべていなくなったときは、法定数の規定による定数まで減少する。(34人以内)		
	上記の特例を適用し、選挙区を設ける方法	選挙区を設ける条例を制定し、在任特例期間経過後の一般選挙から選挙区による選挙を行う。	選挙区の定数は、法定数(34人以内)を人口(国調人口)に比例して算定し、条例で定める。	4年				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	議会議員の定数及び任期の取扱い	細 項 目			
事 務 事 業 名		専 門 部 会 名	議会事務局部会	分 科 会 名	議会事務局分科会
調 整 方 針					

4．議員の報酬等

区 分	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町
議 長	4 6 1 , 0 0 0 円	4 3 6 , 0 0 0 円	2 9 7 , 0 0 0 円	2 7 2 , 0 0 0 円
副 議 長	3 9 7 , 0 0 0 円	3 6 3 , 0 0 0 円	2 4 0 , 0 0 0 円	2 1 8 , 0 0 0 円
委 員 長	3 7 0 , 0 0 0 円	3 3 1 , 0 0 0 円	2 1 6 , 0 0 0 円	1 9 8 , 0 0 0 円
議 員	3 7 0 , 0 0 0 円	3 2 6 , 0 0 0 円	2 1 6 , 0 0 0 円	1 9 8 , 0 0 0 円

参考

他の県内各市等の状況

平成15年4月1日 単位：円

団 体 名	議 長	副 議 長	議 員
川 之 江 市	4 5 4 , 0 0 0	3 7 4 , 0 0 0	3 4 1 , 0 0 0
伊予三島市	4 5 4 , 0 0 0	3 7 4 , 0 0 0	3 4 1 , 0 0 0
新 居 浜 市	5 9 2 , 0 0 0	5 3 7 , 0 0 0	4 9 8 , 0 0 0
今 治 市	5 8 8 , 0 0 0	5 3 2 , 0 0 0	4 9 5 , 0 0 0
北 条 市	4 2 9 , 0 0 0	3 5 0 , 0 0 0	3 2 1 , 0 0 0
松 山 市	7 3 2 , 0 0 0	6 5 4 , 0 0 0	6 2 3 , 0 0 0
伊 予 市	4 3 4 , 0 0 0	3 5 2 , 0 0 0	3 2 1 , 0 0 0
大 洲 市	4 7 1 , 0 0 0	3 8 3 , 0 0 0	3 5 1 , 0 0 0
八 幡 浜 市	4 4 6 , 0 0 0	3 6 2 , 0 0 0	3 3 1 , 0 0 0
宇 和 島 市	4 6 0 , 0 0 0	3 9 3 , 0 0 0	3 7 3 , 0 0 0
全国の類似団体（平均）	5 2 0 , 0 0 0	4 6 4 , 7 0 0	4 3 4 , 5 0 0

（注）1 「全国の類似団体（平均）」欄は平成14年4月1日現在、その他は平成15年4月1日現在の金額である。

2 「全国の類似団体」は、合併後における新市の類似団体である。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新設（対等）合併する場合、合併関係市町村の議会議員はすべてその身分を失い、新市において法令等の定めるところにより新たに選挙する必要がある。

しかしながら、議会議員には、合併の際、合併特例法により定数、任期について特例措置が定められている。この特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の定数の総和に比べ大幅に減少する場合が多いことから、激変緩和のため設けられているもので、市町村の合併に対する障害をなくしその推進を図ると共に、合併市町村の運営を円滑にしようとするものである。

この特例の適用の有無やその内容について、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町は直ちにその内容を告示しなければならない。

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第91条〔市町村議会の議員の定数〕

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町村	14人
三	人口5千以上1万未満の町村	18人
四	人口1万以上2万未満の町村	22人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
六	人口5万以上10万未満の市	30人
七	人口10万以上20万未満の市	34人
八	人口20万以上30万未満の市	38人
九	人口30万以上50万未満の市	46人
十	人口50万以上90万未満の市	56人
十一	人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人）

第93条〔任期〕

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

第254条〔人口の定義〕

この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

○公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第15条〔地方公共団体の議会の議員の選挙区〕

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

7 略

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

第33条〔一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙〕

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項《市町村の設置の告示》の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第6条〔議会の議員の定数に関する特例〕

新たに設置された合併関係市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2～7 略

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

第7条〔議会の議員の在任に関する特例〕

市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併の際に当該市町村の議会の議員

である者の数が地方自治法第9第1条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数にいたるまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする前第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に該当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 略

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕 在任特例1年11ヶ月

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第60号）第7条第1項の規定を適用し、合併後1年11ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。

議会議員の定数は、30人とする。

〔南宇和合併協議会〕 在任特例7ヶ月

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。報酬等については、5町村の長が協議して合併までに調整する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕 在任特例7ヶ月

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

〔かみうけな合併協議会〕 在任特例1年9ヶ月

議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

選挙区については、新町において在任特例制度適用期間中に検討する。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕 在任特例7ヶ月

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

合併後、最初の一般選挙における定数は18名とし、選挙区については、全町一区とするものとする。

報酬の額については、同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕 定数特例31人（法定数26人+各団体1名ずつ）

新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、31人とする。

新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

明浜町の区域	4人
宇和町の区域	10人
野村町の区域	7人
城川町の区域	4人
三瓶町の区域	6人

報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

〔今治市及び越智郡11か町村合併協議会〕 特例適用なし

市町村議会議員の任期及び定数に関し、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定を適用しない。

議会議員については、地方自治法第9第1条第2項第7号の規定を適用し、定数を34人とする。

選挙区については、全市域で1選挙区とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	細 項 目					
事務事業名			専門部会名	産業経済部会	分科会名	農業委員会分科会	
基 本 調 整 方 針	1 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合する。						
	2 2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。						
	3 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。						
	4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。						
	(1)西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。						
(2)東予市の区域 定数14人で3選挙区制とする。							
(3)丹原町の区域 定数9人で3選挙区制とする。							
(4)小松町の区域 定数5人で1選挙区制とする。							
具 体 項 目						摘 要	
1 合併市町の現在の区域面積、区域内の農地面積及び基準農業者数（農地面積：基準農業者数：H14.4.1現在）							
区 分		西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		合 計
市町の区域の面積(ha)		23,053	7,389	12,910	7,626		50,978 ha
市町の区域内の農地面積		2,657	2,305	1,952	871		7,785 ha
基準農業者数（農家数）		2,838	2,770	1,973	819		8,400 戸
有権者数		5,563	6,932	4,162	2,637		19,294 人
2 合併関係市町の現在の農業委員会委員の定数及び任期							
区 分		西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		合 計
(1)定数	選挙による委員の定数（農委法第7条）	25人	30人	15人	17人		87人
	選任による委員の定数（農委法第12条）	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人 (第2号委員) 議会推薦 5人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人 (第2号委員) 議会推薦 5人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人 (第2号委員) 議会推薦 4人	(第1号委員) 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人 (第2号委員) 議会推薦 1人		(第1号委員) 農業協同組合推薦 4人 農業共済組合推薦 4人 (第2号委員) 議会推薦 15人
	選任委員合計	7人	7人	6人	3人		23人
	委員合計	32人	37人	21人	20人		110人
(2)任 期		平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成14年1月1日 平成16年12月31日	平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成14年7月20日 平成17年7月19日		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	農 業 委 員 会 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 取 扱 い		細 項 目					
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	農 業 委 員 会 分 科 会
基 本 調 整 方 針								
具 体 項 目								摘 要
3 合併市町（新市）の農業委員会委員の定数及び任期の選択肢								(参 考) 2 つ以上の農業委員会を置く場合の要件 新市町村の区域面積が 24,000ha を超えるか又は農地面積が 7,000ha を超える場合 (法令等の表示) 農委法：農業委員会等に関する法律 合併特例法 ：市町村の合併の特例に関する法律
区 分		選任方法		定 数	任 期	根拠法令等	選任委員の取扱い	
(1) 合併市町の区域に 1 つの農業委員会を置く場合		原則 1	新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3 年	農委法第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 15 条第 1 項	新たに選任する	
		特例 1	引き続き在任。ただし、合併関係市町の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により 80 を越えず 10 を下らない数（注―1）	合併後 1 年を越えない範囲で協議で定める期間	農委法第 3 条第 1 項、合併特例法第 8 条第 1 項及び第 2 項	新たに選任する	
(2) 合併市町の区域を分けて 2 つ以上の農業委員会を置く場合	(2-1) 従前の市町に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則 2	各委員会毎に新たに選挙する。	政令で定める基準に従い、条例で定める数	3 年	農委法第 3 条第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 15 条第 1 項	新たに選任する	
		特例 2	引き続き在任。ただし、合併関係市町の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により 80 を越えず 10 を下らない数（注―1）	合併後 1 年を越えない範囲で協議で定める期間	農委法第 3 条 2 項、合併特例法第 8 条第 3 項	新たに選任する	
	(2-2) 従前の市町に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例 3	従前の委員会はそれぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	第 3 4 条第 1 項（新設合併の場合）	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって在任する。	
(注―1) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第 7 条の定数に至るまで減少する。（合併特例法第 8 条 2 項）								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目			農 業 委 員 会 委 員 の 定 数 及 び 任 期 の 取 扱 い								細 項 目							
事 務 事 業 名											専 門 部 会 名		産 業 経 済 部 会		分 科 会 名		農 業 委 員 会 分 科 会	
調 整 方 針																		

4 合併市町の現在の農業委員会委員定数、在職委員数（H15.4.1 現在）

区 分			西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町			合 計		
			法定 定数	条例 定数	現 在 委員数	法定 定数	条例 定数	現 在 委員数	法定 定数	条例 定数	現 在 委員数	法定 定数	条例 定数	現 在 委員数	法定 定数	条例 定数	現 在 委員数
定 数	選挙による委員の数		30 人 以下	25 人	25 人	30 人 以下	30 人	29 人	30 人 以下	15 人	15 人	20 人 以下	17 人	17 人	110 人 以下	87 人	86 人
	選任による 委員の数	(第 1 号委員) 農協・共済推薦	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	8	—	8
		(第 2 号委員) 議会推薦	5 以内	—	5	5 以内	—	5	5 以内	—	4	5 以内	—	1	20 以内	—	15
	上 記 合 計		37 以内	—	32	37 以内	—	36	37 以内	—	21	27 以内	—	20	138 以内	—	109
	現在規定の定数合計		32			37			22			24			115		

5 調整方針に基づく農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

区 分			現在の 2 市 2 町の合計			合 併 時 の 取 扱 い				平成 17 年 7 月 20 日以降 の取扱い	
			法定 定数	条例 定数	現 在 委員数	合併時の 身 分	選 任 方 法	選 任 委 員 数	定数		
定 数	西条市 とする農業委員会 の区域を区域	選挙による委員の数		30 人 以下	25 人	25 人	存続する	引き続き在任する。	合併時に在任している数	25 人	・ 農業委員会を 1 つに 統合し、選挙となる。 ・ 選挙委員 40 人 西条市の区域 定数 12 人 4 選挙区制 東予市の区域 定数 14 人 3 選挙区制 丹原町の区域 定数 9 人 3 選挙区制 小松町の区域 定数 5 人 1 選挙区制 ・ 選任委員 農業協同組合推薦 2 （2 団体） 農業共済組合推薦 2 （2 団体） 議会推薦 5
		選任による 委員の数	(第 1 号委員) 農協・共済推薦	2	—	2	身分喪失	新市で合併の日に新たに選 任する。	農業協同組合推薦 1 団体 1 名 農業共済組合推薦 1 団体 1 名	2	
			(第 2 号委員) 議会推薦	5 以内	—	5	身分喪失	新市の議会で新たに選任す る。	議会推薦 5 名以内	5	
		上 記 の 合 計		37 以内	—	32	—			32	
	東予市・丹原町・小松 町の区域を区域とす る農業委員会	選挙による委員の数		80 人以下	62 人	61 人	存続する	引き続き在任する。	合併時に在任している数	61 人	
		選 任 に よ る 委員の数	(第 1 号委員) 農協・共済推薦	6	—	6	身分喪失	新市で合併の日に新たに選 任する。	農業協同組合推薦 1 団体 1 名 農業共済組合推薦 1 団体 1 名	2	
			(第 2 号委員) 議会推薦	15 以内	—	10	身分喪失	新市の議会で新たに選任す る。	議会推薦 5 名以内	5	
		上 記 の 合 計		101 以内	—	77	—			68	
合 計			138 以内		109					100	計 49 任 期 3 年
任 期			西条市・丹原町・小松町 平成 14 年 7 月 20 日 平成 17 年 7 月 19 日 東予市 平成 14 年 1 月 1 日 平成 16 年 12 月 31 日			・ 選挙委員であった者は、合併後平成 17 年 7 月 19 日まで在任する。 ・ 新たに選任される委員は、選挙による委員の任期の残任期間となる。					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			細 項 目				
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	農業委員会分科会
調 整 方 針									
								摘 要	
6 合併市町の選挙による農業委員会委員の選挙区制の現状と調整方針								(参考) 選挙区を設ける場合の要件 ・すべての選挙区につき、区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数（農家世帯数）が600以上となるようにしなければならない。 ・各選挙区における選挙すべき農業委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定める。	
	選挙区の名称	区 域	定 数	平成17年7月20日以降					
西条市 (4 選挙区)	第1 選挙区	飯岡、早川、大浜、大町（上神拝、横黒西を除く。）神拝甲の一部（新町上、新町中、新町下、加茂町、北の丁上）福武、明神木、朔日市の一部（御舟町）保野、丸野、市之川	6人	農業委員会1つに統合し、定数40人で選挙区を設ける。	西条市の区域 定数12人で4選挙区				
	第2 選挙区	船屋、下島山、天神、玉津、新田、ひうち、大町の一部（上神拝、横黒西）東町、大師町、本町、栄町、明屋敷、港、神拝乙、朔日市（御舟町を除く。）樋之口、古川（禎瑞上を除く。）神拝甲（新町上、新町中、新町下、加茂町、北の丁上を除く。）喜多川	7						
	第3 選挙区	中野、洲之内、中西、中西新開、安知生、安知生新開、鍋倉新開、津越、黒瀬の一部（中寺）荒川、千町、藤之石、西田、西田新開、西田西新開、西泉、西泉東新開、西泉西新開、檜木、坂元、野々市、禎瑞、東相生、西相生、古川の一部（禎瑞上）古川新開	8						
	第4 選挙区	氷見、氷見東新開、氷見西新開、氷見南新開、氷見北新開、氷見石岡新開、大保木、西之川、東之川、中奥、兎之山、黒瀬（中寺を除く。）	4						
	計		25						
東予市 (4 選挙区)	第1 選挙区	周布、吉田、玉之江、今在家、広江、石田	8		東予市の区域 定数14人で3選挙区				
	第2 選挙区	三津屋、三津屋南、三津屋東、北条、壬生川、喜多台、円海寺、明理川	6						
	第3 選挙区	高田、国安、桑村、新市、安用出作、安用、広岡、石延、上市、新町	6						
	第4 選挙区	三芳、楠、河原津、河原津新田、黒谷、河之内、旦之上、福成寺、実報寺、宮之内、大野	10						
	計		30						
丹原町 (3 選挙区)	第1 選挙区	大字丹原、大字願連寺、大字池田、大字今井、大字久妙寺、大字古田、大字徳能、大字高知、大字田滝、大字徳能出作	5	丹原町の区域 定数9人で3選挙区					
	第2 選挙区	大字田野上方、大字北田野、大字長野、大字高松、大字川根	5						
	第3 選挙区	大字関屋、大字石経、大字来見、大字湯谷口、大字志川、大字寺尾、大字明穂、大字臼坂、大字鞍瀬、大字明河、大字千原、大字楠窪	5						
	計		15						
小松町 (1 選挙区)		全 域	17		小松町の区域 定数5人で1選挙区				

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

新設（対等）合併する市町村においては、市町村長など常勤の特別職や農業委員を始めとする行政委員会などの非常勤の特別職については、法律で特に認められている以外は、すべてその身分を失い、新市において法律、条例の定めるところにより新たに選任（選挙）する必要がある。

しかしながら、農業委員については、合併の際、合併特例法などにより定数、任期について特例措置が定められている。又、農業委員会は、１市町村１農業委員会が原則ですが、その区域を２以上にわけてその区域ごとに農業委員会を置くことができる。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する法令

○農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）

第３条〔設置〕

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

２ その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

３ 前項の規定により、その区域を２以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあっては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

４ 前項に規定する市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

５～６ 略

第７条〔選挙による委員〕

農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、１０人から４０人までの間で条例で定める。

２ 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第１０条の２〔選挙の単位〕

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

２ 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設けることができる。

３ 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

４ 第２項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

第１２条〔選任による委員〕

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（１）省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ことに推薦した理事各１人

（２）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者５人以内

第１５条〔委員の任期〕

選挙による委員の任期は、３年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

２ 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

３ 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第１９条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

４ 第１２条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

５ 第１２条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

○農業委員会等に関する法律施行令

第２条の２〔選挙による委員の定数の基準〕

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
１	（１）その区域内の１,３００ヘクタール以下の農業委員会 （２）１０アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が１,１００以下の農業委員会	２０人以下
２	１の項及び３の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	３０人以下
３	その区域内の農地面積が５,０００ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が６,０００を超える農業委員会	４０人以下

「基準農業者数」とは、１０ａ以上耕作している区域内の農家世帯数と農業生産法人の数の合計数

第５条〔選挙区の基準〕

法第１０条の２第２項の規定により農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が５００ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が６００以上となるようにしなければならない。

○市町村の合併に関する法律（昭和４０年法律第６号）

第８条〔農業委員会の委員の任期等に関する特例〕

市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては８０を超えず１０を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては４０を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- （１）新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後１年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - （２）他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- ２ 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第７条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。
- ３ 農業委員会等に関する法律第３条第２項の規定により合併市町村の区域を２以上に分けてその区に農業委員会を置く場合又は同法第３５条第１項の規定により地方自治法第２５２条の１第１項の指定都市（以下「指定都市」という）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第３４条の規定の適用がある場合を除いて、前２項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- ４ 第６条第８項の規定は、第１項の協議について準用する。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕

新市に１つの農業委員会を置き、選挙による委員は、合併協議会法第８条第１項第１号を適用し、合併後１年間在任する。

〔南宇和合併協議会〕

合併時に統合し、選挙による委員は、平成１７年７月１９日まで引き続き委員として在職する。選挙による委員の定数は、新町において調整する。

〔東宇和合併協議会〕

合併時に統合し、委員の定数は、３０人とする。
選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

明浜町・三瓶町の区域	６人
宇和町の区域	１０人
野村町の区域	９人
城川町の区域	５人

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

新市に１つの農業委員会を置き、選挙委員は平成１７年７月の統一選挙日まで引き続き在任する。定数については、合併時まで調整する。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕

選挙による委員は、合併特例法を適用し、平成１７年４月３０日（７月）までに在任する。農業委員会は、合併時１つとする。

〔かみうけな合併協議会〕

合併時農業委員会は、１つとし、選挙による委員は、合併特例法を適用し、平成１７年７月１９日の統一選（約１１ヶ月）までとする。

〔東かがわ市〕

選挙による委員は、合併特例法適用し、平成１６年３月３１日（１年）まで引き続き在職する。

〔さぬき市〕

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項１号の規定を適用し、平成１４年７月１９日まで、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

〔周南市〕

２市２町の農業委員会は、農業委員会に関する法律第３４条第１項を適用し、平成１７年７月１９日まで新市の農業委員会として存続する。その後、１つに統合し選挙区を設ける。選挙区の数及び各選挙区の定数は、新市で調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	特別職の職員の身分の取扱い				細 項 目	常勤の特別職（任期、給料）																																																														
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 人事分科会																																																													
調 整 方 針	特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。																																																																			
項 目	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町	具体的な調整内容																																																												
市 長	任期 給料	平成 11 年 12 月 18 日～ 平成 15 年 12 月 17 日 935,000 円	任期 給料	平成 15 年 2 月 10 日～ 平成 19 年 2 月 9 日 902,000 円	任期 給料	平成 13 年 8 月 3 日～ 平成 17 年 8 月 2 日 810,000 円	任期 給料	平成 14 年 4 月 30 日～ 平成 18 年 4 月 29 日 800,000 円	1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。																																																											
助 役	任期 給料	平成 14 年 3 月 27 日～ 平成 18 年 3 月 26 日 738,000 円	任期 給料	平成 12 年 12 月 19 日～ 平成 16 年 12 月 18 日 708,000 円	任期 給料	平成 12 年 4 月 6 日～ 平成 16 年 4 月 5 日 650,000 円	任期 給料	平成 13 年 3 月 7 日～ 平成 17 年 3 月 6 日 633,000 円																																																												
収 入 役	任期 給料	平成 13 年 9 月 25 日～ 平成 17 年 9 月 24 日 663,000 円	任期 給料	平成 15 年 2 月 10 日～ 平成 19 年 2 月 9 日 626,000 円	任期 給料	平成 14 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日 608,000 円	任期 給料	平成 14 年 7 月 1 日～ 平成 18 年 6 月 30 日 588,000 円																																																												
教 育 長	任期 給料	平成 13 年 10 月 1 日～ 平成 17 年 9 月 30 日 617,000 円	任期 給料	平成 12 年 4 月 1 日～ 平成 16 年 3 月 31 日 593,000 円	任期 給料	平成 12 年 12 月 23 日～ 平成 16 年 12 月 22 日 580,000 円	任期 給料	平成 12 年 10 月 1 日～ 平成 16 年 9 月 30 日 550,000 円																																																												
参考資料	他の県内各市等の状況 単位：円 <table><tr><td>団 体 名</td><td>市 長</td><td>助 役</td><td>収 入 役</td><td>教 育 長</td></tr><tr><td>川 之 江 市</td><td>902,500</td><td>701,100</td><td>638,400</td><td>586,150</td></tr><tr><td>伊予三島市</td><td>902,500</td><td>701,100</td><td>638,400</td><td>586,150</td></tr><tr><td>新 居 浜 市</td><td>1,013,000</td><td>826,000</td><td>729,000</td><td>696,000</td></tr><tr><td>今 治 市</td><td>1,000,000</td><td>822,000</td><td>724,000</td><td>681,000</td></tr><tr><td>北 条 市</td><td>910,000</td><td>711,000</td><td>621,000</td><td>590,000</td></tr><tr><td>松 山 市</td><td>1,137,000</td><td>908,000</td><td>794,000</td><td>748,000</td></tr><tr><td>伊 予 市</td><td>901,000</td><td>698,000</td><td>607,000</td><td>583,000</td></tr><tr><td>大 洲 市</td><td>942,000</td><td>731,000</td><td>640,000</td><td>611,000</td></tr><tr><td>八 幡 浜 市</td><td>912,000</td><td>698,000</td><td>607,000</td><td>583,000</td></tr><tr><td>宇 和 島 市</td><td>912,000</td><td>721,000</td><td>639,000</td><td>609,000</td></tr><tr><td>全国の類似団体（平均）</td><td>930,700</td><td>774,900</td><td>693,700</td><td>679,300</td></tr></table> （注）1 「全国の類似団体（平均）」欄は平成 14 年 4 月 1 日現在、その他は平成 15 年 4 月 1 日現在の金額である。 2 川之江市、伊予三島市及び宇和島市は、給料カット後の金額である。 3 「全国の類似団体」は、合併後における新市の類似団体である。								団 体 名	市 長	助 役	収 入 役	教 育 長	川 之 江 市	902,500	701,100	638,400	586,150	伊予三島市	902,500	701,100	638,400	586,150	新 居 浜 市	1,013,000	826,000	729,000	696,000	今 治 市	1,000,000	822,000	724,000	681,000	北 条 市	910,000	711,000	621,000	590,000	松 山 市	1,137,000	908,000	794,000	748,000	伊 予 市	901,000	698,000	607,000	583,000	大 洲 市	942,000	731,000	640,000	611,000	八 幡 浜 市	912,000	698,000	607,000	583,000	宇 和 島 市	912,000	721,000	639,000	609,000	全国の類似団体（平均）	930,700	774,900	693,700	679,300
団 体 名	市 長	助 役	収 入 役	教 育 長																																																																
川 之 江 市	902,500	701,100	638,400	586,150																																																																
伊予三島市	902,500	701,100	638,400	586,150																																																																
新 居 浜 市	1,013,000	826,000	729,000	696,000																																																																
今 治 市	1,000,000	822,000	724,000	681,000																																																																
北 条 市	910,000	711,000	621,000	590,000																																																																
松 山 市	1,137,000	908,000	794,000	748,000																																																																
伊 予 市	901,000	698,000	607,000	583,000																																																																
大 洲 市	942,000	731,000	640,000	611,000																																																																
八 幡 浜 市	912,000	698,000	607,000	583,000																																																																
宇 和 島 市	912,000	721,000	639,000	609,000																																																																
全国の類似団体（平均）	930,700	774,900	693,700	679,300																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	特別職の職員の身分の取扱い				細 項 目	議員（報酬額） 農業委員会委員			
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	人事分科会	
調 整 方 針									
項 目	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
任 期	平成 15 年 5 月 2 日～ 平成 19 年 5 月 1 日		平成 12 年 1 月 1 日～ 平成 15 年 12 月 31 日		平成 13 年 9 月 1 日～ 平成 17 年 8 月 31 日		平成 11 年 8 月 25 日～ 平成 15 年 8 月 24 日		2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。
報 酬 (月 額)	議 長 副 議 長 議 員	461,000 円 397,000 円 370,000 円	議 長 副 議 長 議 員	436,000 円 363,000 円 326,000 円	議 長 副 議 長 議 員	297,000 円 240,000 円 216,000 円	議 長 副 議 長 議 員	272,000 円 218,000 円 198,000 円	
定 数	26 人		20 人 H15 . 1 . 1 施行 経過措置：次の一般選挙までの間は 22 人		16 人		16 人		
参考資料	他の県内各市等の状況 平成 15 年 4 月 1 日現在 単位：円				(注) 1 「全国の類似団体（平均）」欄は平成 14 年 4 月 1 日現在、その他は平成 15 年 4 月 1 日現在の金額である。 2 「全国の類似団体」は、合併後における新市の類似団体である。				
	団 体 名	議 長	副議長	議 員					
	川 之 江 市	454,000	374,000	341,000					
	伊予三島市	454,000	374,000	341,000					
	新 居 浜 市	592,000	537,000	498,000					
	今 治 市	588,000	532,000	495,000					
	北 条 市	429,000	350,000	321,000					
	松 山 市	732,000	654,000	623,000					
	伊 予 市	434,000	352,000	321,000					
	大 洲 市	471,000	383,000	351,000					
	八 幡 浜 市	446,000	362,000	331,000					
	宇 和 島 市	460,000	393,000	373,000					
	全国の類似団体（平均）	520,000	464,700	434,500					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	特別職の職員の身分の取扱い						細 項 目	行政委員会の委員						
事 務 事 業 名							専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名		人事分科会			
調 整 方 針														
項 目	西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町			具体的な調整内容	
教 育 委 員 会	委員長 委 員	75,000 円（月額） 64,400 円（月額）		委員長 委 員	61,500 円（月額） 51,000 円（月額）		委員長 委 員	244,500 円（年額） 192,600 円（年額）		委員長 委 員	197,000 円（年額） 172,500 円（年額）			
選挙管理委員会	委員長 委 員	21,900 円（月額） 18,500 円（月額）		委員長 委 員	22,400 円（月額） 16,200 円（月額）		委員長 委 員	195,200 円（年額） 153,400 円（年額）		委員長 委 員	111,500 円（年額） 91,500 円（年額）			
公 平 委 員 会	委員長 委 員	11,100 円（日額） 8,600 円（日額）		委員長 委 員	9,400 円（日額） 8,700 円（日額）		—			—				
監 査 委 員 （ 非 常 勤 ）	識見を有する者 議会選出（議員）	215,700 円（月額） 25,100 円（月額）		識見を有する者 議会選出（議員）	102,600 円（月額） 37,000 円（月額）		識見を有する者 議会選出（議員）	278,900 円（年額） 177,500 円（年額）		識見を有する者 議会選出（議員）	195,000 円（年額） 164,000 円（年額）			
農 業 委 員 会	会 長 会長職務代理 委 員	33,500 円（月額） 25,100 円（月額） 22,700 円（月額）		会 長 会長職務代理 委 員	28,900 円（月額） 21,900 円（月額） 17,500 円（月額）		会 長 会長職務代理 委 員	244,500 円（年額） 192,400 円（年額） 177,200 円（年額）		会 長 会長職務代理 委 員	215,500 円（年額） 188,000 円（年額） 183,000 円（年額）			
固定資産評価 審 査 委 員 会	委員長 委 員	11,000 円（日額） 8,600 円（日額）		委員長 委 員	— 円（日額） 7,500 円（日額）		委員長 委 員	— 円（年額） 39,800 円（年額）		委員長 委 員	— 円（年額） 35,400 円（年額）			
参考資料														
類似団体の状況 （平成１５年４月１日現在）														
団体名	教育委員会		選挙管理委員会		公平委員会		監査委員		農業委員会		固定資産評価審査委員会			
	委員長	委 員	委員長	委 員	委員長	委 員	識見者	議会選出	会 長	委 員	委員長	委 員		
新居浜市	月 152,000 円	月 127,000 円	月 49,500 円	月 37,700 円	日 15,700 円	日 15,700 円	月 （常 勤） 468,000 円 （非常勤） 253,000 円	月 52,500 円	月 63,200 円	月 44,600 円	日 14,100 円	日 14,100 円		
今 治 市	月 127,300 円	月 102,900 円	月 52,100 円	月 41,500 円	日 13,800 円	日 13,800 円	月 （常勤） 477,000 円	月 34,200 円	月 52,100 円	月 33,700 円	日 9,900 円	日 9,900 円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	特別職の職員の身分の取扱い				細 項 目	附属機関の委員等			
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	人事分科会	
調 整 方 針									
区 分	名 称 （ 根 拠 ）	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容			
1 法令に根拠を有するもの	民生委員推薦会（民生委員法）	1 4 名 日額 7,100 円	1 4 名 日額 7,200 円	1 4 名 1 回 3,500 円	1 4 名 日額 7,500 円	4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。			
	国民健康保険運営協議会（国民健康保険法）	1 4 名 "	1 0 名 " 8,500 円	9 名 年額 10,000 円 （会長 12,000 円）	6 名 年額 19,800 円				
	防災会議（災害対策基本法）	1 7 名 "	2 3 名 " 7,200 円	2 2 名 1 回 3,500 円	1 8 名 日額 7,500 円				
	水防協議会（水防法）	2 1 名 "	1 7 名 "	該当なし	9 名 "				
	環境審議会（環境基本法）	1 9 名 "	1 5 名 "	1 1 名 1 回 3,500 円	1 2 名 "				
	交通安全対策会議（交通安全対策基本法）	8 名 "	該当なし	該当なし	該当なし				
	都市計画審議会（都市計画法）	1 5 名 "	1 5 名 "	1 0 名 年額 10,000 円 （会長 12,000 円）	1 0 名 日額 7,500 円				
	吏員懲戒審査委員会（地方自治法施行規程）	5 名 "	該当なし	3 名	該当なし				
	文化財保護審議会（文化財保護法）	5 名 "	9 名 "	1 0 名 年額 12,000 円	1 0 名 年額 19,800 円				
	公民館運営審議会（社会教育法）	1 5 名 "	148 名 年額 13,000 円	1 5 名 年額 10,000 円	2 0 名 日額 7,500 円				
	社会教育委員（社会教育法）	1 0 名 "	9 名 "	9 名 年額 14,000 円	3 名 "				
	スポーツ振興審議会（スポーツ振興法）	1 0 名 "	該当なし	該当なし	該当なし				
	介護認定審査会（介護保険法）	4 2 名 日額 10,600 円	1 5 名 日額 10,000 円	1 2 名 日額 10,000 円 （丹原町・小松町で共同設置されており、委員数はそれぞれ6名の計12名となっている。）					
	選挙管理委員会関係（公職選挙法）								
	投票管理者	— 日額 13,000 円	— 日額 13,100 円	— 日額 12,700 円	— 日額 12,700 円				
	投票立会人	6 0 人 " 11,500 円 （2 人×30 投票所）	3 8 人 " 11,300 円 （2 人×19 投票所）	5 3 人 " 10,800 円 （2 人×25+3 人×1 投票所）	1 6 人 " 10,800 円 （2 人×8 投票所）				
	開票管理者	1 人 " 9,600 円	1 人 " 11,100 円	1 人 " 10,700 円	1 人 " 10,700 円				
	開票立会人	3~10人 " 7,400 円	3~10人 " 9,300 円	3~10人 " 8,900 円	3~10人 " 8,900 円				
	選挙長	— " 9,600 円	— " 11,100 円	— " 10,700 円	— " 10,700 円				
	選挙立会人	— " 7,400 円	— " 9,300 円	— " 8,900 円	— " 8,900 円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	特別職の職員の身分の取扱い				細 項 目	附属機関の委員等		
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	人事分科会
調 整 方 針								
項 目	名 称	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
2 条例等に根拠を有するもの (主なもの)	交通安全対策審議会	1 5 名 日額 7,100 円	該当なし	該当なし	該当なし			
	同和対策審議会	1 2 名 "	"	"	"			
	隣保館運営審議会	1 0 名 "	2 0 名 年額 13,000 円	"	"			
	介護保険運営協議会	1 5 名 "	1 5 名 日額 8,500 円	1 5 名 1 回 3,500 円	6 名 日額 7,500 円			
	中小企業振興融資審査会	1 2 名 "	9 名	8 名 "	8 名 "			
	工場誘致審議会	7 名 "	7 名 日額 7,200 円	該当なし	6 名 "			
	総合計画審議会	2 8 名 "	"	"	8 名 "			
	行政改革推進委員会	1 0 名 "	1 0 名 "	9 名 1 回 3,500 円	1 0 名 "			
	不動産評価委員会	6 名 "	該当なし	該当なし	該当なし			
	市(町)営住宅入居者選考委員会	8 名 "	1 0 名 日額 7,200 円	5 名	"			
	市税審議会	2 0 名 "	該当なし	該当なし	"			
	表彰審査会	8 名 "	1 0 名	"	"			
	使用料等審議会	8 名 "	該当なし	"	"			
	情報公開審査会	5 名 "	5 名 日額 7,200 円	5 名 1 回 7,000 円	"			
	公務災害補償等認定委員会	5 名 "	5 名 日額 8,500 円	5 名	"			
	公務災害補償等審査会	3 名 "	3 名 "	3 名	"			
	特別職報酬等審議会	1 0 名 "	1 0 名 " 7,200 円	1 0 名 1 回 3,500 円	8 名 日額 7,500 円			
	予防接種事故連絡協議会	5 名 "	7 名 日額 8,500 円	6 名	6 名 "			
	文化会館運営審議会	1 0 名 "	該当なし	1 1 名 1 回 3,500 円	該当なし			
	人権文化のまちづくり審議会	1 5 名 "	"	1 5 名 "	"			
	水田農業推進協議会	該当なし	8 名 日額 3,000 円	1 9 名 "	"			
	地域ケア推進会議	"	2 6 名 年額 18,000 円	該当なし	"			
	林野委員会	"	該当なし	"	8 名 日額 7,500 円			
	消防団関係							
	消防団長	1 人 年額 140,700 円	1 人 年額 115,200 円	1 人 年額 104,000 円	1 人 年額 104,000 円			
	副 団 長	4 人 " 94,700 円	4 人 " 75,500 円	2 人 " 68,700 円	2 人 " 68,700 円			
	分 団 長	1 2 人 " 78,400 円	9 人 " 52,600 円	5 人 " 53,900 円	2 人 " 53,900 円			
	副分団長	1 2 人 " 55,200 円	9 人 " 40,800 円	1 0 人 " 41,800 円	2 人 " 41,800 円			
	部 長	3 8 人 " 31,100 円	3 7 人 " 33,200 円	3 3 人 " 33,800 円	6 人 " 33,800 円			
	班 長	7 7 人 " 25,900 円	9 4 人 " 26,200 円	8 8 人 " 26,800 円	2 7 人 " 26,800 円			
	団 員	3 9 2 人 " 22,600 円	510 人 " 24,200 円	351 人 " 24,600 円	144 人 " 24,600 円			

特別職の職員の身分の取扱いについて

新設（対等）合併する市町村においては、市町村長、助役、収入役、教育長、各種委員会、審議会委員等の特別職の職員は、法律で特例が認められているもの以外は、すべてその身分を失い、新市において、法律、条例等の定めるところにより新たに選任（選挙）する必要があります。

市長については、新市の市長が新たに選挙されるまでの間（合併の日から５０日以内）は、事前に市長の職務を行う者（職務執行者）を定めておき、この職務執行者が市長の職務を行うこととなります。

法律で設置を義務付けられている委員及び委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）委員の合併時の暫定的な選任方法は次のとおりです。

- （１） 教育委員会の委員については、市長の職務執行者が、旧市町の委員の中から５名選任します。その任期は、新市長が招集する初議会の末日まで。新市長は、初議会で新たに選任する。
- （２） 選挙管理委員会の委員については、旧市町の委員の互選（４名選任）により定めます。任期は、新市の初議会で選挙されるまで。
- （３） 監査委員については、経過措置等の法令の定めは特に規定されていないことから、合併することにより、共に法人格が消滅するため、それと同時に監査委員等も存在し得ないこととなります。委員の選出については、長が議会の同意を得て選任することになりますが、合併による場合は、市長が決まるまでは存在しないため、職務執行者が長に代わって監査委員を選任できるかですが、事例は、長の職務執行者は監査委員を選任すべきでない（昭４２．１．１０）とされています。これは、監査委員については地方自治法第１９７条により任期が保障され、一般的に処分を行う権限を有してはならず、選任に緊急性がないことから、職務執行者は選任すべきでないと考えられるからです。したがって、長が選挙によって選ばれ、その長が議会の同意を得て選任するまでの間は存在しません。公平委員会委員も同様です。
- （４） 固定資産評価審査委員の委員については、市長の職務執行者が旧委員の中から３名選任します。その任期は、新市長が選挙されるまでとなっています。（就任日）新市長は、就任後３名選任しますが、その任期は初議会で選任されるまでです。
- （５） 農業委員会の委員については、選挙の委員は、合併に伴う特例措置があります。選任委員は、団体推薦による委員は、合併日に市長の職務執行者が選任、議会推薦委員は、初議会で推薦します。任期は、選挙委員と同じです。

関係する主な法令

○地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第３条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

２ 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

３ 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 略

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 略

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第７条 １～２（略）

３ 人口１５万人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

４ 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第８条第２項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第９条 人事委員会又は公平委員会は、３人の委員をもって組織する。

２ 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

３～９ （略）

１０ 委員の任期は、４年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

１１ 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会）

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一～五 略

七 人口10万以上20万未満の市 34人

（議員の任期）

第93条 地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律で定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、審査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（知事及び市町村長）

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

（副知事及び助役の設置）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役を1人置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。

（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～6 （略）

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

（1） 教育委員会

（2） 選挙管理委員会

（3） 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

（4） 監査委員

2 （略）

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

（1） 農業委員会

（2） 固定資産評価審査委員会

4 （略）

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

（選挙管理委員会の設置及び組織）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

（選挙管理委員の任期）

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

（監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

（監査委員の選任及び兼業禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

（監査委員の任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（附属機関の職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条

例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中会議の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
(給料・旅費及び諸手当)

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他の普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

○地方税法（昭和25年法律第226条）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 （略）

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

先 例 地 の 事 例

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
- 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- 5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人員、任期について、法令等の定めるところにより従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。報酬等については、5町村長が別に協議して合併時まで調整する。

〔宇摩合併協議会〕

・常勤の特別職

法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。

合併当初の円滑な組織機構の運営のために必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。

・議員

任期、定数は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。

・行政委員会の委員

法令の定めるところにより、新市においても引き続き設置する。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

・審議会等の附属機関の委員等

新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

〔さぬき市〕

- 1 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が別に協議して定めるものとする。
- 2 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。

〔東かがわ市〕

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、つぎのとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 4 その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。